

医療経済研究機構賛助会員規則

（目 的）

第1条 この規則は、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会定款第45条第2項の規定に基づき、医療経済研究機構（以下「機構」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種別）

第2条 会員の種別を次のとおりとする。

（1）個人会員

機構が行う事業の目的に賛同して入会する研究者であって、国内研究機関（国公立大学、私立大学、大学共同利用機関法人、国立研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関等をいう。）に勤務する者

（2）法人会員

機構が行う事業の目的に賛同して入会する法人及び団体

（3）学生会員

大学院又は大学等に在籍し、医療経済又は医療・介護政策に関する研究を行う者で学生会員として入会する者

（会員の特典）

第3条 会員は次の特典を享受できる。

- （1）機構が刊行する機関誌、月刊誌、調査研究報告書の無償配賦を受けることができる。
- （2）法人会員は専用のホームページを通じて、無料で厚生行政資料サービスを利用することができる。
- （3）メーリングリストに登載し、メール等による最新情報の提供を受けることができる。
- （4）機構が主催するシンポジウム、医療経済研究会、講習会に無料又は実費にて参加することができる。

（会 費）

第4条 会員は、会員種別に応じて次の年会費を納入しなければならない。

- （1）個人会員・特別会員 1口 1万円（ただし、資料等の郵送を希望する場合は、1万円を加算した額）

(2) 法人会員のうち医療機関、健康保険組合、地域団体 1口 20万円

(3) 法人会員のうち株式会社、全国団体 1口 50万円

(4) 学生会員 1口 5千円

2 前項の年会費は、毎年度4月末までに当該年度分の年会費を一括して納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の事由によって会員資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 個人会員若しくは学生会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

(3) 学生会員があらかじめ登録した卒業期日が到来したとき。ただし、就学期間延長の届出を行った場合には、延長後の卒業期日とする。

(4) 違法行為又は著しく社会的道義に反する行為をするなどにより、理事会において会員として相応しくないとする除名の決議がなされたとき

(5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(退 会)

第6条 会員はいつでも退会届けを機構に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補 足)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、平成16年4月1日から適用する。

2. この規則適用日の前日に個人会員であった者は、第2条(1)に該当する研究者でなくとも当分の間、個人会員とみなす。ただし、当規則第2条(1)に該当する研究機関ではない機関に勤務することとなった場合は、この限りではない。

附 則

この改正規則は、平成24年4月1日から適用する。